

受験対象年齢要件は大卒 36 歳・短大卒相当 34 歳まで



僕たちと一緒に働きませんか？

## 平成31年4月1日採用(予定) 市役所職員募集

問い合わせ・書類提出先  
〒410-2292 伊豆の国市長岡 340-1  
伊豆の国市役所総務課人事室  
☎ 055-948-1411



お気軽に問い合わせください！

試験職種	採用人数(予定)	年齢要件など
一般事務	8人	学校教育法による大学(短大含む)を卒業した人、または平成31年3月卒業見込みの人 大学卒: 昭和57年4月2日以降に生まれた人 短大卒相当(注): 昭和59年4月2日以降に生まれた人
保健師	1人	保健師の資格を取得済みの人、または平成31年3月までに資格取得見込みの人 大学卒: 昭和52年4月2日以降に生まれた人
管理栄養士	1人	管理栄養士の資格を取得済みの人、または平成31年3月までに資格取得見込みの人 大学卒: 昭和57年4月2日以降に生まれた人 短大卒相当(注): 昭和59年4月2日以降に生まれた人
幼稚園教諭および保育士	4人	幼稚園教諭および保育士の資格を取得済みの人、または平成31年3月までに資格取得見込みの人 大学卒: 昭和57年4月2日以降に生まれた人 短大卒相当(注): 昭和59年4月2日以降に生まれた人

(注) 短大卒相当には、「専門士」の称号が付与される専門学校の課程を含む。

- 受験資格**
- ① 日本国籍を有する人
  - ② 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人
- 採用開始**
- 平成31年4月1日(予定)
- 応募方法**
- 5月21日(月)～6月11日(月)の間に、次の書類を総務課(伊豆長岡庁舎)へ持参または郵送(当日消印有効)で提出してください。
- 提出書類**
- ① 市指定の試験申込書(受験票裏面に62円切手を貼付)
  - ② 市指定の履歴書
  - ③ 卒業証明書または卒業見込証明書
  - ④ 自分の宛先を明記し82円切手を貼付した返信用の長3封筒
- ※申込書は5月16日(水)から総務課で配布予定です。  
※市指定の様式を郵送希望の場合は、封筒に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、自分の宛先を明記し140円切手を貼付してください。
- 第1次試験**
- 7月22日(日)
- 《一般事務》  
教養試験(択一式)、適応性検査、論文試験
- 《保健師・管理栄養士・幼稚園教諭および保育士》  
教養試験(択一式)、適応性検査、論文試験、専門試験
- 第2次試験**
- 8月19日(日)
- 《幼稚園教諭および保育士》  
8月20日(月)
- ※面接などを予定  
※第3次試験は面接などを予定
- 応募について不明な点は、直接問い合わせください。



☎ 伊豆の国市観光協会  
☎ 055-948-0304

「親子で楽しみたい、てづくりをしている皆で盛り上がりたい、伊豆の国の魅力を発信したい。」そんな思いで開催する「第1回てづくりマーケット」は、伊豆の国ふるさと博覧会の関連イベントです。今ここにしかない「てづくりの一品」との出会い。子どもも大人も皆がそのままいられる「いま、ここだけの時間」を過ごしませんか。

**◆第1回てづくりマーケット概要**  
とき/6月3日(日)10:00～16:00  
※雨天の場合、6月10日(日)に順延します。  
ところ/葦山反射炉ガイダンスセンター前芝生広場

**内容**/出店38店、リラクゼーション、ワークショップ、フード、パフォーマンス  
※変更する場合があります。  
**◆ボランティアスタッフを募集**  
楽しみながら、一緒にイベントを成功させませんか。  
**内容**/ガーランドの作成、前日の出店位置割り付け作業、当日の車両の誘導、受付の運営、ステージ進行など  
**◆最新情報**  
伊豆の国ふるさと博覧会ホームページ(お知らせ欄をご覧ください)  
URL <https://furuhaku.jp/>



ホームページQRコード

三世代の同居に30万円

## 伊豆の国市三世代同居促進補助金

市では、子育て世帯・親世帯の三世代が同居を希望して住宅を取得、または増改築した場合、30万円を限度に補助金を交付します。

**【補助対象者】**  
子育て世帯の夫もしくは妻、またはその親で、次のいずれかの要件にも該当する人

- ① 市内へ定住し、かつ、親世帯と同居することを目的として、住宅を取得または増改築したこと
  - ② 同居を開始した住宅の所有権を、子育て世帯の夫婦とその親で持分2分の1以上を有していること。
  - ③ 平成29年4月1日以降に同居を開始したものであること。
- ※子育て世帯とは、いずれも40歳以下で、中学生以下の子どもを育てるまたは育てようとする夫婦をいう
- ※同居とは、子育て世帯と親世帯が同一の敷地内に居住することをいう
- 【補助対象住宅】**  
補助対象住宅は、次のいずれにも該当する住宅です。
- ① 子育て世帯または親世帯の居住用で、延べ床面積が50㎡以上であること

三世代で暮らそう!



- ② 次のいずれかに該当する住宅であること  
ア 平成29年4月1日以降に新築または購入の契約の締結を行った住宅であること  
イ 平成29年4月1日以降に増改築の契約の締結を行った住宅で、その増改築工事により三世代同居対応住宅(玄関・トイレ・浴室・台所のうち、いずれか2つ以上を複数箇所具備した住宅)となったものであること
- 【申し込み期限】**  
同居を開始した日から6カ月以内
- 【その他】**  
詳しくは市ホームページをご覧ください。だくか、直接問い合わせください。
- ☎ 市役所政策推進課  
055(948)1413